

情報通信審議会 総会（第24回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年7月5日(月) 15時00分～16時00分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、青木 節子、
荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、長村 泰彦、清原 慶子、斎藤 聖美、
酒井 善則、佐々木 かをり、鳶 信彦、新町 敏行、高橋 伸子、高畑 文雄、
竹中 ナミ、徳田 英幸、服部 武、広崎 膨太郎、前田 香織、村上 輝康

（以上22名）

(2) 臨時委員（敬称略）

村井 純

第3 出席した関係職員

(1) 総務省

内藤 正光（総務副大臣）

寺崎 明（総務審議官）

（情報通信国際戦略局）

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、

河内 正孝（官房総括審議官）、谷 重男（情報通信国際戦略局次長）、岡崎 俊

一（情報通信政策総合研究官）

奥 英之（技術政策課長）、

小笠原 陽一（通信規格課長）、中島 睦晴（通信規格課企画官）

（総合通信基盤局）

桜井 俊（総合通信基盤局長）

（情報流通行政局）

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、原 正之（政策統括官）、

吉良 裕臣（郵政行政部長）、久保田 誠之（官房審議官）、

武井 俊幸（官房審議官）、武田 博之（情流局総務課長）、
安藤 英作（情報流通振興課長）、新井 孝雄（情報通信作品振興課長）、
吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、
坂本 純一（デジタル放送受信推進室長）、
玉田 康人（デジタル放送受信者支援室長）、
今川 拓郎（デジタル放送受信者支援室企画官）、
田中 宏（放送技術課長）

(2) 事務局

原口 亮介（情報通信国際戦略局参事官）

第4 議題

(1) 答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に
ついて【平成16年1月28日付け 諮問第8号】

(2) 報告事項

ア 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委
員会」の活動状況について

イ 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

開 会

○大歳会長　それでは、時間でございますので、ただいまから情報通信審議会の総会、今日は第24回目になりますけれども、久しぶりなのですが、本日は委員の方及び臨時委員の方、31名中23名の方に出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

まず会議に先立ちまして、前田委員が新たに委員にご就任されましたので、ごあいさつをいただきたいと思います。それでは、前田委員、よろしくお願いします。

○前田委員　ご紹介ありがとうございます。広島市立大学の前田と申します。本日から務めさせていただきます。専門はインターネットを中心とするコンピューターネットワークですけれども、ここ数年は移動体通信とか、ストリーム電送をメインに研究しております。研究のかたわら、インターネットの黎明期というか、地域でもインターネットをつないでいこうということで、中国・四国地域を中心に、そうしたインターネットのインフラの普及・啓発活動をずっと続けております。

何分こういう会議は初めてで、不慣れな点がたくさんあるかと思っておりますけれども、皆さんにご指導いただきながら務めさせていただきます。また、地方の情報通信の状況もお知らせできればと思います。大歳会長と同じ広島出身でございますので、またこれも何かのご縁かなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○大歳会長　ありがとうございました。前田委員は情報通信技術分科会に所属指名されておりますので、分科会所属委員の皆様におかれましては、ご了知のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思います。本日の会議はいつもと同じように公開で行います。また、本会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、ご了承願います。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議 題

(1) 答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について

て

○大歳会長　　まず初めに諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及び地上デジタル放送推進に関する検討委員会におきまして精力的に調査、並びに審議していただき、このたび中間答申（案）として取りまとめていただきました。

それでは、村上部会長から中間答申（案）のご説明をお願いします。よろしくお願います。

○村上委員　　村上でございます。昨年度もこの場でご審議いただきましたが、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」につきましては、情報通信政策部会におきまして、村井純慶應義塾大学教授に主査をお願いしております地上デジタル放送推進に関する検討委員会におきまして、昨年5月の第6次の中間答申の後、2011年のアナログ放送終了を確実に実施するために、さまざまな角度から検討をしていただきました。

7月1日の情報通信政策部会では、この委員会の村井主査から、検討結果をご報告いただきまして、第7次の中間答申（案）を審議いたしました。情報通信政策部会におけます議論の結果を本日の総会に資料24-1-2の「第7次中間答申（案）」として提出しております。また、その概要版が資料24-1-1でございます。

この答申（案）では、最終年でもありますことから、これまでの6回にわたる中間答申で提言いたしました内容と重複することは省略いたしまして、来年7月のアナログ放送終了を円滑に実施・実現するために、特に課題が残っていると思われる点につきまして、重点的に対策を提言しております。

主な提言内容が5つございますが、第1がアナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化、第2があらゆる手法による周知徹底、第3がデジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組、第4は対応が遅れている共聴施設への対策、第5はテレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策、の5つでございます。

答申（案）の具体的な内容につきましては、主査であります村井臨時委員から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願います。

○村井臨時委員　　部会長からご紹介のありました委員会の主査を務めております村井で

す。よろしくお願いいたします。

今ご紹介のありました委員会では、昨年5月に6次の中間答申をさせていただいて以来、会合8回を開催して検討して参りました。それをまとめまして、この第7次中間答申（案）ということになります。部会長からご説明がありましたように、デジタル化への移行期限はあと1年ですから、直前の半年程度に焦点を当てた議論をしたものが中間答申としてまとめられたものを報告致します。

報告は資料24-1-1、概要版を使って説明させていただきます。「はじめに」と書いてある1ページに、基本的な考え方を記述しています。直前の半年程度に焦点を当ててということをお願いしましたが、この意義について、最初に確認する意味で、基本的な考え方を記述しております。デジタル化の意義・効果を踏まえて、来年7月の地上デジタルへの完全移行が確実に実施できるように、万全の取組を行うべきだ。それから、デジタル化の意義・効果ということも記述しております。

その下のところは、「地上デジタル放送推進の現状」ということで、数値的なことを書いておりますが、基本的にはデッドライン、つまり締め切りがあり、そこへ向かってのたぐさんのプロットを振りまして、最終的に100%にならなければいけないという到達点に向かったカーブを描き、それぞれのグラフを着実に実現できるかというチェックを重ねていくという手法です。例えば対応受信機の世帯普及率83.8%という数字は、当初の目標81.6%を上回っているということで、順調に推移していると言えるということです。

しかしながら、新たにわかる課題もありますので、その場合は新しいグラフを作り、そこに注力しながら進めていく必要があります。そうすると、課題を解いていくプレーヤーは、それぞれのステークホルダーになるわけですから、それぞれの分野の方に、委員会に参加していただくと同時に、新たな課題が発生すればその方たちに協力を呼びかけて体制をつくるという方針で準備を進めております。

そういう中で、地上デジタル放送を視聴できる世帯77.7%であるという状況を見ますと、現状としては、おおむね順調に推移しているということは申し上げられると思えますけれども、実際に移行の準備を進めていくと、受信障害対策の共聴施設であるとか、集合住宅施設であるとか、そういうところの新たな課題も出てまいりますし、計画より遅れているという部分は存在しますので、それをこれからも順次解決していくというのが受信側の状況になります。答申にはそういったことをまとめてあります。

送信側の状況というのは、放送局側です。放送局側の責任としては、新しい電波のカバーエリアを拡大することであり、昨年末の時点で97.5%の世帯をカバーしているということです。それから、ケーブルテレビの加入世帯が全世帯の半分近くとなっているということで、ケーブルテレビはいくつかの技術を用い、アナログテレビが地上デジタルの電波を受信するための変換サービスを含めて、いろいろな解決に携わっています。その重要な数字を新たに記しております。

2ページをごらんいただきますと、「その他の現状」を記述しています。例えば、アナログの停波が近づく中で、悪質商法のようなものが出ていまして、本年に入って9件が確認されているということですが、こういったことは今後も発生していく可能性があるということで、警察や消費生活センターとの連携、被害の発生・拡大防止に取り組むということなどを記述してあります。また、廃棄・リサイクル、公共施設のデジタル化等も、現状を記載しているところです。

有効活用に関しましては、公共分野での活用、字幕放送の推進、地デジの特性を生かした番組づくりに関する記述をしています。これは新しい力が生まれてくるという意味で、委員の中でも議論になったことです。さらに、デジタル放送の国際展開、つまり日本方式が中南米、フィリピンなどで採択されているということも記述しております。

2ページの下部分は、「アナログ放送終了後の課題」です。放送局用周波数の再編と東京スカイツリーへの送信設備の移転です。これは終了した後行われることですが、それに関しての準備であるとか、あるいは準備の段階でそういうことをどう考慮すべきか等の議論が委員の中で出ましたので、記述しております。

3ページは、第2章「主な検討項目」ですが、まず取組の留意点が2つありまして、1つは、目標値達成のための関係者による一層の努力です。先ほどご説明したように、あらゆるパラメーターで目標到達に向かうグラフがあるわけが、そのプロットからずれば、すぐ努力して、それを修正しなければいけないと、関係者一同が連携して、一層努力をしていく。これが完全移行にむけても重要なことだというのが1点目です。

2点目は、最後の時期にフォーカスを当てており、最後にいろいろな作業のピークが一気に来ると破綻しますので、このピークを分散させることが基本的には重要になります。具体的には、移行時の、例えばアンテナを立てるといふか、そういうことのアクションや相談のピーク分散ということで、具体的な方策の必要があるということが、取組の留意点です。

それから、先ほど部会長からもお話のありました5項目がございまして、これが主な検討項目になります。取組の強化、周知徹底、低所得者のための取組、対応が遅れている共聴施設への対策、受信できなくなる世帯への対策等がありまして、それぞれの項目について、3章以降で記述しているところです。

4ページは、3章の「アナログ放送終了を迎えるための体制・取組の強化」ですが、まずは具体的且つ効果的に実施するために、地デジの世帯普及率をはじめとする進捗状況の指標を把握して、これを公表して透明にしていくことが大事。それから、世帯普及が遅れている地域の状況、地域ごとの粒度といいますか、いろいろな単位の地域での対応というのをそれぞれ進めていく必要があります、可能な限りその詳細を公表することで、新たな課題に対する取組・連携が進むという視点でご報告しています。

ピークの分散の問題ですけれども、来年の7月前後に相談の電話が集中することが予想されるわけで、できるだけ早めの相談を促すような周知を行うことが必要だということです。具体的には、地デジコールセンターがありますが、集中時のための具体的な対応策などが提言されています。分散については、いろいろなところと連携するということを繰り返し申し上げているのですが、その内容に関しては一意性といいますか、矛盾がないようにしなければならなりません。そのような対応の整合性、あるいは対応方法が不明なときにどこかに相談できる体制ということも含めてご提言しております。

デジサポ・コールセンターの対応人数、回線数に関しては、いずれにせよ予測は最後の瞬間に向けてですので、対応策を早目に打つということです。また、アンテナ工事に携わる電気店や工事業者の体制というのもピークを避けなければいけない項目ですから、それに対する対策、例えば工事業者が足りない場合の優先度の決め方といったことも提言しています。さらに、来年7月前後に、短期間、市町村単位の規模で、生活の身近な場所に臨時相談コーナーをつくり、いよいよというときの体制を整備する等々も提言しているということです。

5ページは、周知徹底ということで第4章の内容になります。周知徹底を行う際には、アナログ放送終了に対して混乱が生じないようにするため、国・デジサポ、放送事業者が徹底して取り組み、他の関係団体、関係組織の協力を得ることが基本です。大変議論になっているのは、7月24日は電波の停波のスケジュールであり、それまでの間にどういった放送をしていくのか、どういう画面にするのかというのが議論になっております。この部分だけは本文を見ていただいたほうが良いと思います。

資料24-1-2、一番最後から数ページめくって72ページを見ていただきますと、さまざまなパターンがございまして、要するに27日は砂嵐のようになる。電波が切れるというのはそういうことですが、その前のどの時期に何を見せていくのかということでございます。それに対して、今、ごらんいただいている72ページのように、それぞれの準備が関係者によって取りまとめられているのですが、いずれにせよどのタイミングで、どういう画面になり、放送の内容がどうやって伝えられるか、あるいはそういった周知やお知らせといったものがどういうタイミングでどう入るかということの検討を、今、急ピッチでしていただき、もう期限の1年前ですので、そのことがどのように取り組まれるかを周知徹底していくことが重要だということを提示しております。

それから、国のデジサポの対応、地デジの放送事業者からの周知徹底の努力、販売店、地方公共団体といったところでの周知に関する体制その他を提言していると同時に、ケーブルテレビ事業者やメーカーもテレビ機器を販売するときの周知方法、あるいは箱の中に周知の用紙などを入れるという形でも周知できますので、メーカー、消費者団体、その他の方々の役割に関しても提言しているということです。

次、6ページは、5章の「デジタル未対応の高齢者、低所得者等のための取組」です。高齢者に対する取組ということで、基本的には第3章でも記述した内容も含まれておりますが、高齢者のところに実際に出向いて、どう対応していくのかを含めた、割合きめ細かな、具体的な経験からくる提言がされているということです。

低所得者等のための取組も、基本的にはNHK受信料全額免除世帯に対するチューナー一等支援の周知徹底が、前回の答申のときからも議論しているわけですが、世帯収入が200万円未満の層では、例えばデータとしては全体平均を世帯普及率が大幅に下回っています。そうしますと、このあたりをもう少し細かく追求することによって、この低所得者等のための取組というのが具体的にどうあるべきか、つまり、NHK受信料全額免除世帯のチューナーだけではなく、そういった提案を強化することを提言しているわけです。

7ページは、「対応が遅れている共聴施設への対策」でございまして、共聴施設のデジタル化を推進するためのプログラム等のことをいってございまして、受信障害継続施設のデジタル化改修等、電波自体は届いているけれども、いろいろな理由で受信ができないということが起こる可能性がありますので、そういったことへの対応が記されています。それから、先ほどご説明したケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送

信放送といったことが書かれています。

8 ページの上には、「テレビ放送が受信できなくなる世帯への対策」ということで、これは今申し上げたように、受信できなくなる世帯というのはいろいろな理由で発生し得るわけで、それに関する原因を的確に発見して、いろいろな解決方法が準備はされておりますので、どのように対応できるのか、あるいは対応できない場合に、どのような支援ができるのか。そして、地デジの難視対策として衛星放送がありますので、切り札的な技術ですが、これを用いた暫定対策をどのように検討するのかを最後に提言しているということです。

8 ページの下、「その他の課題」で、公共施設等のデジタル化、政府をあげた危機管理体制の構築ということで、省庁をまたがる協力体制が必要ですので、省庁間で連携した活動を相当進めていただいています。また、IP再送信に関しても提言しているということです。

以上でご報告を終わります。

○村上委員 以上、村井臨時委員から、第7次の中間答申（案）の具体的な内容につきましてご説明いただきました。7月1日の部会におきましては、来年7月24日の停波に先立って行われますいろいろな周知活動がございますが、これから第3ステップに入るということですが、特に第5ステップ、来年の7月1日から行われる予定の直前の周知活動につきまして認知が十分なのかというような問題提起、あるいは2台目以降の対応が必要な際についての認知が十分なのかというような指摘がありました。これに対しましては、今、村井臨時委員からご報告がありましたようなパンフレットの配付とか、デジサポ強化という対応のほかに、インフォーマーシャル的な放送での対応ということも考えるべきなのではないかというご意見もございました。

また、ケーブルテレビのデジアナ変化につきましても、情報提供のあり方について議論がございましたが、全体としましては、ただいま報告させていただきました提言の内容で了承していただいております。

アナログ停波までいよいよ残り1年ということでございますので、明確になってきました課題を踏まえて、この課題解決に向けて、政府関係者におきましてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○大歳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。清原さん、お願いします。

○清原委員　ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

私は、情報通信政策部会のメンバーでもございますし、検討委員でもございますので、本日晒されました第7次の中間答申（案）については、大変重要なポイントがすべて網羅されているということで異存はございません。ただ、この検討の過程での議論を受けて、昨日ちょうど7月4日の午後5時59分から、NHK、そして全国の民放が協力されて、「全国一斉地デジ化テスト」を放映されました。私も参加させていただきまして、我が家のテレビは合格していたわけですが、まさに昨日だったものですから、総務省あるいはデジサポに、ひょっとしたらその反響が届いていらっしゃるかもしれないと思います。

私としては、今、部会長が示されましたように、かなりさまざまな角度から具体的な提言も含めた中間答申（案）がまとめられたわけですが、まさに答申のタイミングと各放送局の連携のご努力が軌を一にしているものですから、何かそれを受けて、事務局で情報提供があれば聞かせていただければ幸いと思い、ご質問させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○大歳会長　ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

○吉田地上放送課長　清原委員からご指摘がありましたとおり、昨日5時59分から1分間、すべてのNHK、民放127社が共通の番組で、アナログとデジタルそれぞれ違う形で、アナログであれば、さらに「地デジ対応が必要だよ」と、デジタルであれば「このテレビは大丈夫だよ、おうちのほかのテレビも確認してください」という放送をしております。

その結果、昨日18時から19時まで、コールセンターに入電があったのが1,273件でございます。通常日曜日は6時まででコールセンターは終了しておりますけれども、昨日はこの地デジテストのために1時間延長しております。ちなみに先週の6月27日の5時から6時の1時間につきましては、103件の入電という形になっておりますので、時間もずれておりますし単純に比較はできませんけれども、1時間で大体10倍近くの数字になっているところでございます。

内容につきましては、例えば地デジの工事に関する問い合わせであるとか、共聴受信、

あるいは集合住宅に関するお問い合わせという、具体的な受信方法についてのお問い合わせが半分強であったと聞いております。詳しい……ひとまず私どもが一報だけつかんでいるだけでございますので、つかんでいる範囲でご報告させていただきます。

○大歳会長　　ありがとうございました。清原委員、どうぞ。

○清原委員　　ぜひこうしたことがまた、タイミングよくなされることによって、周知徹底が図られ、アクションへと結びつけられればと思いました。ありがとうございました。

○大歳会長　　ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員　　私も、今の点に関してご質問させていただきたいと思います。私は我が家のアナログテレビで、地デジテストで砂嵐の画面を見せていただきました。それで、今日からはアナログテレビの画面の上下が黒い枠になって、いわゆるレターボックスというのが始まっているようですけれども、局によっては上下だけではなくて、左右もなっていて、お葬式の写真のような状況になっている局が1局あるのですが、こういうものは協調しないで、それぞれ独自性で、「見てもらえなくてもいいや」ということでそのようにやっぺらっしやるのかどうか、お聞きしたいというのが1点でございます。

それから、このテスト結果の評価・検証はどのようになさるのかをお伺いしたいと思います。と申しますのは、終了直後からインターネット上では、砂嵐の画面を含め悪評の書き込みが数多くされていて、総務省からのメッセージが偽造されてYou Tubeなどに流れたり、そんな状況になっているので、そちらの方面も見ていただきたいということ。朝から今日、会う人、会う人に「地デジテストを見ましたか」と聞いているのですが、視聴率ゼロでございます。それで、高齢の親とか親戚に電話して「見ましたか」、と聞きましたが、ゼロの状況です。たまたま私のところがそうなのかもしれませんけれども、放送はあの時間が適当だったのか、あれでよかったのか検証をしていただいて、第3ステップがあれで終わりとならないようにしていただきたいと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。事務局、お願いします。

○吉田地上放送課長　　1点目のレターボックスにつきましては、アナログテレビで普通のブラウン管のテレビ、3対4の画面でありますと、通常は上下に黒帯が入ると思います。1局だけ上下左右に黒い帯が入っているというご指摘については、確認の上、別途、高橋委員に報告させていただきます。

2点目、この結果をきちんと検証するよというご指摘のとおりでございます。

して、昨日1分間やったからといってすべての方に伝わっているというものではないと思っております。ただ、一般的に言われておりますのが、日曜日のあの時間帯というのは全放送局合わせた何らかのテレビをつけている家庭の割合——つまり視聴率を合計したようなものですね——が大体5割弱ぐらいだと、一般的には言われております。

そういう意味で、かなりの方がごらんになっていたか、番組が終わってトイレタイムになっていたかはわかりませんが、見ていた方が相当いらっしゃる時間帯だったとは思いますが、また、いろいろな形で、前回、政策部会とかでも紹介させていただきましたが、各NHK、民放、いろいろな形で地デジの特集、あるいはどういう対応をしたらいいか、1分間だけでなく、きちんと番組の中で説明する番組というのを設けようとしております。NHKも随時やっておりますし、民放も、特に例えば今月であれば、テレビ東京が強化月間ということで集中的にそういう関係の放送を流します。もちろん常時やっているんですけども、特に集中しています。各局、それぞれ強化月間の月を設けてやっております。また、ある民放などでは、7月24日の昼間30分間の時間帯に、民放5局の共通の番組を流して、具体的な対応方法をご紹介するみたいなことをやっているということでございます。

いずれにしても、ご指摘いただきましたとおり、先ほど第1報と申しましたが、コールセンターへの入電状況などをきちんと分析させていただきまして、引き続きNHK、民放と情報共有しつつ、そういう国民の方々にご理解いただくための取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○大歳会長　ありがとうございます。高橋委員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。ほかにご意見はありませんでしょうか。それでは、本件につきましては資料24-1-3のとおり、答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長　それでは、本案をもって答申することといたします。答申をいたしたいと思っておりますけれども、事務局からとり進めをお願いいたします。

○原口国際戦略局参事官　これからカメラ撮りのための報道関係者が入室いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

(報道関係者入室)

○原口国際戦略局参事官　まもなく内藤副大臣が参りますので、しばらくお待ちいただ

きたいと思います。

○大歳会長　それでは、諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」につきまして、答申をいたします。

総務大臣

原口一博 殿

情報通信審議会

会長 大歳卓麻

答申書

平成16年1月28日付け諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、審議の結果、別添のとおり答申します。

よろしく申し上げます。

(答申書手交)

○内藤総務副大臣　ご苦労さまでした。確かに受け取りました。ありがとうございます。

○大歳会長　それでは、内藤副大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○内藤総務副大臣　皆さん、どうもご苦労さまでございます。委員の皆様方には、日ごろより情報通信行政に対しまして大変なご指導、ご協力をいただいておりますことを、この場をおかりしまして改めて厚く御礼を申し上げます。本日は大歳会長より、来年7月のアナログ放送終了までに、すべての国民の皆様方に円滑にデジタル化対応していただくために必要な施策について、答申をいただきました。

地上デジタル放送への完全移行は、国の重要な施策として強く推し進めているところでございます。これまでの累次の答申を踏まえて、関係者が連携・協力して取り組んできた結果、受信機の世帯普及率が目標を上回るなど、着実に完全移行への準備が整いつつあります。しかし、他方で答申でもご指摘をいただいておりますように、対応が遅れておりますビル陰共聴施設や集合住宅の問題、あるいは最終段階での高齢者等へのきめ細かな対応など、特に対策を講じるべき必要がある課題が幾つか残っております。

残された期間はわずかしかございません。来年7月に予定どおりデジタル放送に完全移行できるよう、この答申をしっかりと踏まえて、総務省としても関係者、例えば放送事業者や自治体等の関係者とともに、残された課題に全力で取り組んでいく覚悟でござ

います。

最後になりますが、大歳会長、村上部会長、村井主査をはじめ、委員の皆様には答申をお取りまとめいただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げさせていただきますとともに、皆様方のますますの総務行政へのご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

○大歳会長　　どうもありがとうございました。内藤副大臣はご公務がおりと伺っておりますので、どうぞご退席ください。どうもありがとうございました。

○内藤総務副大臣　　申し訳ございません。本当にありがとうございました、ご苦労さまです。どうも皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございます。

(報道関係者退室)

(2) 報告事項

ア 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」の活動状況について

○大歳会長　　それでは、引き続きまして報告事項に移りたいと思います。「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」の活動状況につきまして、情報通信政策部会の村上部会長よりご説明をお願いいたします。

○村上委員　　ご説明申し上げます。7月1日の政策部会におきまして、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」での活動状況の報告が——この委員会も村井慶應義塾大学教授に主査をお願いしておりますが——村井主査から行われました。

3つぐらいの大きな方向性がございまして、ご案内のように、ICT分野の標準化を取り巻く環境も非常に大きく変化しているわけですが、国としましても、デジタル標準だけではなくて、デファクト標準も含めた、両方を視野に入れた対応が必要であるというのが第1点。第2点といたしまして、標準化の意義につきましては、ますます消費者の観点というものが重要になっているということ。第3点としまして、標準化技術も、どちらかといいますと、これまでネットワークにかかわる技術を中心にして検討してきたわけですが、サービスとか、アプリケーション等の通信・放送の融合・連携にかかわ

る技術につきましても検討を強化していく必要があるということ。この3つでございます。

これらを受けまして、着目すべき規格としまして3D、デジタルサイネージ、HTML5——これは次世代ブラウザですけれども——等、さまざまな分野の報告が行われております。さらに、このような標準化を取り巻く環境変化のもとで、審議会等、標準化にかかわる検討体制につきましても、変化に対応して見直すべきであるということが、この活動報告の中で指摘されておりました。7月1日の政策部会の中でも委員からそういう意見が出ておりましたので、あわせて報告させていただきたいと思っております。

詳細につきましては、村井主査からお願いしたいと思います。

○村井臨時委員　それでは、今、ご紹介がありました「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」ということをご報告させていただきます。資料24-2の1ページを見ていただきますと、諮問そのものは昨年8月26日にあり、検討委員会を設置いたしました。そして9月28日以降、これまで14回の会合を重ねて検討を行ってきたという状況ですので、それに関して、資料24-2の「活動状況報告」に基づきましてご報告させていただきます。

1ページの後半には、構成員の方々を書かせていただいておりますが、消費者、通信キャリア、放送事業者、メーカーと幅広い方々に参加していただき、今、部会長がお話しされましたように、消費者の観点ということは重要であり、標準化政策においても、そういうことの知見も集めたということです。

2ページの3項目、これが主に検討された課題であり、基本的には標準化というのが、ICT、すなわち通信と放送の分野の標準化をめぐる環境の変化だとか、標準化の意義とはどういうことか、あるいは重点分野はどういうことか。そして、求められる具体策はどういうことかということ。具体策というのは基本的にはグローバルな環境の中で、諸外国はどのような状況で、日本での官民の役割分担、特に官の役割は何か。この3項目についての議論が行われました。

2ページにポイントが記載されており、項目ごとの意見は3ページ以下に書いてありますが、説明は基本的にこの2ページを用いてさせていただきます。

2ページの背景ですが、この環境の変化の基本的な認識についていろいろな議論が関係者の方でなされましたが、グローバルマーケットの中で、中国、韓国というアジア勢のプレゼンスが非常に拡大している。一方では、日本のプレゼンスの低下が問題である

という議論がされました。また、国内のサービスや製品における、いわゆる「ガラパゴス化」ということの原因や対応策についての議論もされました。

そして、今後の対応を考えるとときにどういうことを考えていけばいいのかと、グローバルマーケットの中での消費者、マーケット、あるいはデジュール、デファクトの標準化の位置づけが変わっていることを認識すべきだという議論があります。

5 ページの図を見ていただきますと、そのときの議論のポンチ絵になりますけれども、これは下段がグローバルスペースで、上段が日本のスペース、それぞれ左側が国際標準で、右側がマーケット標準という感じでございます。以前は非常にしっかりとした国際標準というのが基本になっておりましたが、それがこの10年、20年という新しいテクノロジー、特にデジタルテクノロジーの発展により国際的にマーケットでの標準化の位置づけが強まり、そして国内の「ガラパゴス化」が進んだというのが大体の大きな流れの議論です。

右側は、基本的に重要なのはグローバルマーケットというところで、どういう標準化との関係ができるのか、或いはそれを通じた国際標準のスタンピングという言葉が出ましたけれども、国際標準としての認識を高めるということの貢献、デファクト標準を含めたグローバルマーケットの標準での貢献、そしてそれに関する日本の市場や消費者の役割の重要性、このようところが大きな議論の流れではないかと思えます。

2 ページに戻っていただきまして、標準化の意義というのは、消費者にとっての意義、製品やサービス提供者にとっての意義、そういうことがそれぞれ認識されていくことが重要だということで、マーケット全体のパイを拡大するとか、グローバルマーケットの中での日本の役割、貢献、こういうことを大きくしていくのが重要だという議論がございました。

それから、今後の重点分野というのは、ネットワークコンテンツ、アプリケーション、幅広いレイヤーから重要分野の候補ということで、たくさんの提案をしていただいたということです。そこに書いておりますように、多くの分野の現状はどうかというご説明をいただきました。その中で、政策として扱うプライオリティーをどうやって決めるのかということも議論が行われ、プライオリティーの決め方に関しては4ページの「重点分野」という箇所に記載してありますので、後でごらんになって参考にさせていただきたいと思えます。

また2ページに戻りまして、具体策ですが、まずは諸外国の標準化政策ということで、

背景としては基本的には中国の台頭、マーケットとしての意味が大変大きいわけですが、具体的な政策として、アメリカ、EU、韓国の標準化政策が非常にはっきりと打ち出されておりました、この情報収集・共有を行いました。

これも6ページと7ページに、委員会でしていただいたご報告——それぞれ大変なボリュームですが——その概要版を添付していただいたので、ご参考にさせていただきたいと思います。基本的には、アメリカは大まかにいうとグローバル展開を民に委ねる傾向があるということを教えていただきました。それから、EU市場の規格というのは、従来のEU政府が決めるという方針から、民間の標準を重視する方針に転換しつつあるということもご説明いただきました。そして、政府の大きなリーダーシップといいますか、政府主導で動く韓国という説明をいただきまして、いろいろな質疑応答による議論を進めました。

官民の役割分担ですが、これは(2)になりまして、環境変化があり、グローバルな状況の変化もあることから、官民の役割も変わっていくべきではないかという議論もありました。

というわけで、報告として、具体的な施策という議論の中で出たキーワードを挙げさせていただいています。それが、情報の収集・公開、検討の「場」の設定、調達の活用、いわゆる「ガラパゴス化」への対応といったものです。今後の標準化の検討体制に関してはたくさんの意見があり、4ページの求められる具体策、(1)官民の役割分担というところを見ていただきまして、2番目の丸のところ、環境変化に応じて審議会などの検討体制を見直していくことが必要という意見も強くありました。また、同じページの(2)具体的な施策というところをごらんいただきますと、3番目の丸、消費者の意見を取り入れる工夫が必要との意見が強かったということです。

先ほどございました部会長のご報告の概要のとおりですが、今後、いまして項目ごとに議論を整理し、取りまとめていくということで進めていく所存です。

以上、ご報告でございました。

○村上委員　以上、標準化政策に関する検討委員会の活動状況についてご報告させていただきました。

○大歳会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ただいま情報通信政策部会より報告がありましたように、ICT分野における標準化を取り巻く環境というものが最近大きくグローバルに変化しているわけですので、例えば標準化の組織としてもITUに加えましてフォーラム標準であるとか、あるいはデファクト標準の組織等、政策の対象にすべき範囲が大きく変わってきていると思います。また、標準化の検討の進め方とか、あるいは検討体制のあり方につきましても、今、村井臨時委員からもご紹介がありましたように、環境変化に対応した見直しが必要ではないかという趣旨のご意見がたくさん出ているように思います。

そこで、情報通信審議会といたしましても、ITUを対象とした現在の標準化の審議体制について、見直し、検討が必要であろうと考えます。具体的内容につきましては、ITUへの対処について所掌しております情報通信技術分科会で、ご検討をお願いしたいと思いますが、この話は日本全体の競争力にも大きく影響するものだと考えますので、現在のITUへの対処の検討体制をスリム化するということに加えまして、広い範囲で効率的かつ効果的な対応が可能になるように検討いただければと思います。

坂内分科会長、何とぞよろしくお願いいたします。

○坂内会長代理　よろしいですか。ご指摘のとおり、国際標準に向けて、従来はITUを中心にとりだした形だったんですけども、それ以外の展開が非常に増えてきた。これはご指摘のとおりですし、それに加えてICTそのものの分野というのが、エネルギー、環境、交通、そういった分野に大きく展開してきたという、ご指摘以外のことも考えていかなければいけないということで、我々の技術分科会の対応体制というのはご指摘のとおり見直す時期に来ている。ということで、我々は早期にこれを見直して対応できるように、あわせてこの議論と並行して迅速な対応をしたいと思っております。

○大歳会長　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

イ 通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップについて

○大歳会長　それでは、続きまして、通信・放送事業者による環境自主行動計画のフォローアップにつきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○安藤情報流通振興課長　それでは、資料24-3をごらんいただきたいと存じます。表紙をめくっていただきたいと存じます。

1 ページ、冒頭に書いてございますとおり、このフォローアップのご報告に関しまし

ては、平成10年に答申をいただきました。「情報通信を活用した地球環境問題への対応」で、業界団体における自主行動計画の策定等に向けた取組について、毎年1回、当審議会を、活用したフォローアップを行ってほしいという答申をいただいております。約10年以上前になります。それ以来、これまで毎年アンケート等を実施して、各業界団体におけます行動計画の状況についてご報告申し上げてきたところでございます。

ご案内のとおり、平成20年に京都議定書目標達成計画を全面改定いたしまして、2008年から2012年までの第1約束期間における温室効果ガス6%削減に向けまして、政府全体の取組を強化することになりました。これに基づきまして、各事業者団体は、単位当たりの電力消費量等の削減目標を明示した「自主行動計画」をつくることになっておりまして、きょうご報告申し上げるとおり、情報通信分野におきましても7団体が「自主行動計画」を策定しているような状況でございます。

この京都議定書目標達成計画の、自主行動計画に関しましては、毎年度末に内閣官房等を取組状況を報告するというのもございますので、できますれば今後は毎年12月ごろ、情報通信技術分科会等に報告させていただきたいと考えてございます。

2ページ、「京都議定書自主行動計画の進捗状況」ということで、2008年度の実績でございます。ここに書いてある7団体が自主行動計画を策定しております。分子を、例えば電力消費量なり、CO₂排出量といたしまして、分母のほうを、例えば契約なり売上高なり、あるいは有形固定資産額といったところで割りまして、エネルギー原単位なりCO₂排出原単位を出すということで、基準年を設けまして、2012年目標水準といったものを含めて、それぞれ2008年度の実績。それから、参考までに、一番右端でございますが、2007年度の実績を置いているという状況でございます。それぞれ順調に取り組まれてきていると考えてございます。

3ページをごらんいただきたいと存じます。2007年度の実績、2008年度の実績の推移でございます。いずれもマイナスを示しているとおおり、基準年に比べまして、この原単位はいずれも大きく減ってきているという状況になります。2007年度との比較におきましても、大まかに見れば、2008年度の実績が進んできているというようなことでございます。

いずれにしても、2012年に向けまして、毎年きちっとフォローをしていきたいと考えてございます。

4ページ以降は参考でございます。

5 ページをごらんいただきたいと思います。ICTタスクフォースの下に設けられております環境ワーキングで取りまとめたものでございますが、ICT機器などの使用によるCO₂排出量をどれくらい減らせるか。あるいはICTの利活用によりCO₂排出量をどれだけ減らせるかというような観点で、その期待できる潜在的な可能性について予測したものでございます。ここにありますとおり、ICTの利活用によるCO₂排出削減量といたしましては、1990年のCO₂全排出量の12.3%に該当する1億5,500万トンのCO₂排出が可能ではないかというふうに試算しております。効果が高いのがBEMS、HEMS、サプライチェーンマネジメント、スマートグリッド等でございます。

6 ページは、昨年6月に公表いたしましたエコロジー研究会におきまして、電気通信事業者の省エネ機器等の調達に関するガイドラインを策定いたしました。提言しておりましたが、その研究会の報告に基づきまして、事業者団体がエコロジーガイドライン協議会といったものをつくって、今般、この7月から「エコICTマーク」を公表するような取組を進めているということで検討しているということでございます。

7 ページでございますが、昨年度の補正予算で、スマートグリッド、マイクログリッドの地域実証をやることになってございます。現在、既に案件等を採択いたしまして、現在契約に向けて取り組んでいるところで、ここに書いてある7地域におきまして、地域実証が行われるということになっております。

8 ページ、最後でございますが、ITUでも、ICTによるCO₂排出削減ということに関しまして、勧告をやろうとしております。それに関しまして、我が国でも積極的に支援・貢献をしているというところでございます。

以上、ご報告でございました。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。村上委員、お願いします。

○村上委員　　3 ページに、各団体の取組の横比較のようなものが示されておりますけれども、これはこの各団体が設定しております指標での改善に加えて、CO₂排出量という共通尺度でみた改善というのを、見ておいたほうがいいんじゃないかと思います。ついでながら、2 ページの日本ケーブルテレビ連盟の一番右の括弧内は3.18ではないでしょうか。

○安藤情報流通振興課長 誤字があつて大変申し訳ございません。ご指摘のとおり3.18の誤りでございます。

○大歳会長 村上委員、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。ないようですので、それでは、ただいま事務局にご説明いただきましたように、自主行動計画のフォローアップにつきましては、毎年12月ごろに行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議題は終了いたしましたけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。はい、高橋委員。

○高橋委員 1点質問させていただきます。本日の1つ目の議題との関連でございますが、本審議会における地デジの長年の議論の焦点の一つでありまして、1年前の情報通信審議会総会で、早急に対処すべきこととして確認されました地デジのコンテンツの新保護方式について、本日の答申には盛り込まれておりませんでした。

答申では、7ページのところに地デジの特徴を生かした番組づくりという記述がありますけれども、その関連でずっと議論してきたことでもあるわけなのです。B-CASを使った現在の仕組みについて、選択肢の多様化、仕組みの透明性、オープン化を図るという観点から改善が必要ということで、ソフトウェアによる暗号化方式、これに対応した地デジテレビの出現を促すべく、昨年中、あるいは今年の初めまでにその技術仕様を設定する形になっていたと思うんです。

地デジテレビを買わない人の中には、B-CASカードではない新しい方式の登場を待っている人もいますので、答申のときにはあえて申し上げませんでしたけれども、これも審議会できちんと確認しておかないと、B-CASカードが小さくなっただけで、ほかのものが出てこないではないですかという疑問、質問が生じるおそれがあります。総務省で——あるいはもうデジタルコンテンツの委員会は解散したのか、1年間全く開催されていないのですが——技術の仕様がどこでどのように検討されているのかを含めて、教えていただけると助かります。

○大歳会長 村井臨時委員。

○村井臨時委員 まずは、今ご指摘になった新方式の導入ということで、ずっと議論を続けてきたのはご指摘のとおりでありますし、ご存じのとおりだと思います。現状ですけれども、放送事業者の関係者等によって技術と契約によるエンフォースメントにおける、対処できる範囲の検討というのを進めて、新方式の内容の早期明確化を図るという

ようにされていまして、ご指摘のように、これが21年の中間答申に書かれております。

現在、その新方式に係る技術基準、運用規定、契約条件という3つのことに関しまして、関係者間で検討作業が進められています。本年3月に、NHKと民放連が「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」というのを設置して、検討体制を強化・具体化して、検討作業を加速しているということでございます。ご指摘のように、審議会で報告をいたすためにはもうしばらく時間がかかると、聞いています。

今後、技術基準、運用規定、契約条件の内容が明確になると、受信機の製造・販売の可能性等についての意見を求めて、ライセンス発行機関を、どこがどのようにやるのか、設置準備等のプロセスに移ることになっておりますので、こちらの内容が、今、進められている推進委員会ではっきりしたら、どういうプロセスが必要なのかということの議論を進めることができるということで、適切なタイミングで審議会に状況報告をするよう準備をしております。

以上でございます。

○高橋委員　ご説明ありがとうございました。たしか2011年のデジタル放送開始、アナログ停波までには間に合うというふうにもご説明いただいていたと思います。今、半年ぐらいの遅れが出ているようですので、早急に進めていただきたいと思います。

○村井臨時委員　はい。

○大歳会長　ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。ないようですので、事務局から何かございますか。

○原口国際戦略局参事官　閉会后でございますけれども、大歳会長は会見のために退出されます。傍聴者の皆様、しばらく席でお待ちいただければと思っております。

以上でございます。

閉　　会

○大歳会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、よろしく願います。

皆さん、お忙しい中、また大変暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。